

調査を中止した事案

事案(1) 自立支援医療(精神通院医療)制度に係る市の対応について

対象機関	健康福祉部福祉課
苦情申立ての趣旨	令和5年4月1日に転入後、引き続き自立支援医療(精神通院医療)制度を利用するため木田庁舎及び柿崎区総合事務所窓口で申請の相談をしたが、当該保険証が未発行で手元になかったため、申請を受理してもらえなかった。
中止の理由	本事案の調査中に4月1日付けの受給者証が交付され、申立人の苦情の対象となる事項がなくなったことによる。
追記	<p>県要領に規定されている医療保険の加入手続中の運用が担当課で共有されておらず、市マニュアルにも記載されていなかったことから、あらためて制度の内容及び運用方法を整理し、県要領と齟齬が生じないようにするとともに、担当課において職員がそれらを共有することを強く求めます。</p> <p>結果として本申立ての苦情が実質的に解消されたとはいえ、当初から本事案が生じない取扱いができたものと考えれば残念ではありません。市(福祉課)においては、職員一人一人が福祉行政を担っているという意識をもって、各種申請や相談に訪れる市民に接してほしいと思います。</p>